

令和2年9月25日

第9回加須市農業委員会総会議事録  
(公開用)

加須市農業委員会

## 第9回 加須市農業委員会総会議事日程

### 第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について

議案第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について

報告第3号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第5号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和2年9月25日				招集場所	加須市役所 5階 505会議室			
開会の日時	午後1時30分				閉会の日時	午後2時45分			
会長	小倉和夫				職務代理	柳田浩			
議席	委員	氏名	出	欠	議席	委員	氏名	出	欠
1	野口	悦夫	○		9	瀬下	京子	○	
2	江川	芳夫	○		10	小川	達男	○	
3	中島	利雄	○		11	柳田	浩	○	
4	松本	昇	○		12	小倉	和夫	○	
5	山岸	和男	○		13	早川	初男	○	
6	嶋村	浄	○		14	関口	豊充	○	
7	佐久間	尉匡	○		15	新井	明弘	○	
8	松村	文夫	○						
					加須市農業委員会事務局				
					局長 大熊和夫				
					次長 小川修一				
					主幹 正能光				
					主幹 新井昌典				
					主査 染谷守				

開会 午後 1時30分

○局長（大熊和夫君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

ただいまから総会を始めさせていただきます。

それでは、柳田職務代理より、開会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 改めまして、皆様、こんにちは。

委員の皆様におかれましては、ご多忙の中ご出席をいただきまして、ありがとうございます。

それでは、これより令和2年第9回加須市農業委員会総会を開会いたします。よろしくお願いたします。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



#### ◎会長挨拶

○局長（大熊和夫君） 続きまして、小倉会長にご挨拶をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） 改めまして、こんにちは。

今日は雨ということで、しばらくぶりの骨休めというか、農繁期の最中の休みということで、皆さん方にはお休みのところお出かけをいただきまして、大変ありがとうございます。

この間、台風12号が関東に接近して、上陸するのかなというちょっとね、際どいところございましたけれども、幸いにもそれいただきまして、去年のような水害、また、稲の被害等がなかったということは、埼玉県一の米どころといたしましては、本当にありがたいわけございまして、ほっとしてるところでございます。

作柄については、前回のときはコシヒカリの作柄、まあいいんじゃないかなという感覚で申したんですけれども、その後、検査がございまして、おおむね1等ということで、近年になく良かったかなという感じでございます。引き続き、彩のきずなにつきましても、乾燥機に入り切らないという、そのような事態も発生してるようございまして、米が豊作ということは、我々農民にとっては非常にありがたいことでありまして、これから、いろんな励みで農業にいそしんでいけるかな、そのような気持ちであります。

農業委員会におきましても、なかなか案件が減らない、非常に多いわけですが、委

員の皆さんにはそれぞれいろんな意味でご活躍をいただき、大変ありがとうございます。

今後も引き続きよろしく願い申し上げ、言葉整いませんけれども、開会の挨拶といたします。本日は、どうもご苦労さまでございます。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございます。



#### ◎出席委員数の報告

○局長（大熊和夫君） 本日の総会でございますが、現在、委員総数15名全員の出席をいただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、本日の総会が成立していることをご報告いたします。



○局長（大熊和夫君） それでは、議事に入らせていただきます。

以降は、小倉会長に議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。



#### ◎開会の宣告

○会長（小倉和夫君） それでは、よろしくお願い申し上げます。



#### ◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小倉和夫君） 日程第1、総会議事録署名委員の指名を行います。

総会議事録署名委員に

14番 関口豊充 委員

15番 新井明弘 委員

両委員さんを指名いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、1番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、譲受人と譲渡人は親子関係で、母親の1/2の所有権を贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は現在もすべての農地を耕作しており、今後についても同様に耕作する予定でございますので、特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（佐久間尉匡君） 7番、佐久間です。

9月16日に、推進委員の小山さんと2人で現地確認、並びに譲渡人の さん宅に伺い、ご本人からお話をお伺いしてまいりました。 さんが言うにはですね、2年ほど前に旦那さんが亡くなりまして、そのときには相続ということで半分半分の名義にしたらしいんですけども、何か近所でも生前贈与といいますか、息子に贈与するというのは何件か話を聞いたということでございましたので、今回の申請に至ったという話でした。許可相当と判断してまいりました。よろしく願い申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

ちょっと確認をさせていただきます。譲受人の さんの自作地は207aとなってるんですが、今回の申請が18,047㎡ということは、これを足した数字が さんの総体的な経営面積ということになりますか、それとも18,047㎡を含んだ数字が207aなんですか。この辺、耕作面積どようになってるのか、ちょっとその辺の内訳をお願いしたいと思ひます。

○事務局（正能 光君） 事務局です。



ということで、許可相当と判断してまいりました。ご審議よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○14番（関口豊充君） 14番、関口です。

ちょっと確認させていただきたいんですが、 さんは結構農業をやられているわけなんですけど、自作地が、そうすると、このまま横バーのままでよろしいのかどうか。当然、さんの場合結構、かなり何十町とやられてると思うんですが、そのうち自作地があると思うんですけども、それがどうなんかなと思ひまして、参考までに。

○事務局（染谷 守君） 事務局の染谷です。ご説明します。

今回の譲受人さんは法人さんということで、今の経営状況が法人の代表者の さんが持っている土地を法人として借り受けているため、借受地が全てになります。

以上です。

○14番（関口豊充君） 了解しました。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませつか。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、3番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

当該案件は、相続人不存在のため、相続財産管理人による売却で、譲受人は経営規模拡大のため、今回の申請となっております。

また、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題はないと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員は私でありますので、私のほうから現地調査の結果並びに補足説明をいたします。

9月19日、高橋、細谷両推進委員さんとともに、譲受人の 氏の家を訪ねまして、お話を伺ってまいりました。田んぼについては、2年前から さんが頼まれて作っているということで、田んぼは既にもう稲刈りがしてあります。 さんの話によりますと、相続放棄の農地でございまして、 さん方が相続人がいないということで、管財人の管理下に置かれた農地でございまして、昔、 さんの父親と さんがスーパーと一緒にやっていたという関連と、近所で農家を一生懸命やってる人は さんのほかにあまりいないということで、話がそちらに行ったそうでございます。今回の売買については、不動産業者が間に入りまして契約が成り立ったということでございまして、特に問題はなく、許可相当と判断してまいりました。皆様のご質疑、よろしくお願い申し上げます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

3番について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。



### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長(小倉和夫君) 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の2件を議題といたします。

初めに、1番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の9ページ及び土地利用計画図の4-1をご覧ください。

本案件は、既存の農業用施設敷を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、申請地は第2種農地と判断され、この度、農業経営規模の拡大のため、農業用施設敷の拡張を計画し、土や堆肥、農機具置場として使用することであり、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番の松村です。

9月15日に、地区担当の峰岸推進委員さんと現地調査をいたしました。申請者のさんとご主人から事情を伺いました。現地は、地目宅地に囲まれた中央部に位置しており、宅地部分も含めさんが購入し、農作業場を建築しておりますが、作業に合わせ収納物の出し入れなど不便を来しており、隣地まで敷地を拡張し、利便性の向上を図りたいとのことでありました。一体の敷地として利用する上でも適当であると判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の10ページ及び土地利用計画図の4-2をご覧ください。

本案件は、農業用施設（納屋）の建替えのため接道を確保するもので、必要添付書類が整えられております。

また、申請地は第1種農地と判断され、現状は既に進入路となっておりますが、当初除外証明書が添付されております。

また、納屋については、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、その進入路についてもやむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

9月の19日に、坂田推進委員と2人で申請人宅を訪問しまして、申請人よりお話を伺ってまいりました。もう既にこの進入路につきましては、脇の道路、農免道路、これは

の脇の農免道路なんですけれども、道路建設時に進入路を造ってしまったということで、現状としても長年たっておりまして、実際にそこからの出入りしか——がほとんどになつてゐる状態でございます、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



### ◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の19件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図11ページ及び土地利用計画図の5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

9月19日、川島さん、野本推進委員さんと3人で、譲渡人の さん宅を訪ね、ま

た、現地を見、話を伺ってまいりました。さんと譲受人のさんですけれども、さんの娘さんの旦那さんという方で、親子関係でございます。そういうことで、自宅のすぐ東側でございますけれども、ここへ家を建てたいということで申請があったようでございます。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、2番及び3番の大桑地区の案件について関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） 5条の2番、3番は譲受人が同一で、転用目的が関連しておりますので、一括にてご説明いたします。位置図の12ページ及び土地利用計画図の5-2、5-3をご覧ください。

まず、2番の案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、次の3番の案件は、1年間の賃貸借により土地を借り受け、その工事車両の進入路の一部とするものでございます。いずれも資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま。

また、工事用車両の進入路につきましては、約1.5m×3.0mの敷鉄板を22枚敷く計画となっております。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、9月19日、推進委員の川島さん、野本さんと3人で、2番の南篠崎のさん、それから3番の大桑でさん宅を訪ね、話を伺ってまいりました。また、現地

を見てまいったわけでございますけれども、この太陽光やるところにつきましては何も作られておらず、やむを得ないと思います。ということで、また、この太陽光をやるに従いまして、進入路がですね、道が2m、1m50cmか、2m幅じゃないんで狭いという形で、

さん、また さん、 さんですか、この3人が一応貸すって形で話がまとまったようでございます。何ら問題なく、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

まず、2番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の11ページ及び土地利用計画図の5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、9月19日、推進委員の川島さん、野本さんと3人で現地を見、また、話を伺ってまいりました。現地につきましては、地盤が低く、作物等は長い間作られてないようでございます。また、 さん宅を訪ねてですね、話を伺ってきたわけでございますけ

ど、話がまとまりまして、太陽光施設ができるという形で、賃貸借権の契約を結んだよう  
ございます。何ら問題なく、許可相当と判断をしてみました。ご審議のほどよろしくお  
願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

4番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の14ページ及び土地利用計画図の5-  
5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、  
必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、不許可の例外に該当し、許  
可の見込まれるものでございます。開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で  
許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われ  
ます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査  
の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（野口悦夫君） 1番、野口です。

やはり、9月19日、推進委員の川島さん、野本さんと3人で さん宅を訪ね、  
話を伺ってまいりました。一応自己住宅が欲しいという形で譲受人から話があり、売買に至  
ったようでございます。また、現地につきましては、休耕地でもあり、有効利用という形で、  
何ら問題なく、許可相当と判断をしてみました。ご審議のほどよろしく願いいたしま  
す。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

5番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(正能 光君) ご説明いたします。位置図の15ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、眼科医院の既存駐車場を35台分拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長(小倉和夫君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番(野口悦夫君) 1番、野口です。

やはり、9月19日、推進委員の川島さん、野本さんと3人で、譲渡人の さん宅を訪れ、また、現地を見、話を伺ってまいりました。現地につきましては、やはり地盤が低いところで、作物は作られてないようでございます。また、その駐車場につきましては、

ですね、何か患者さんが大分増えてるんで、既存の駐車場だとちょっと不足だという形で賃貸借を結んだもの、何ら問題なく、許可相当と判断をしておりました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長(小倉和夫君) ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

(「なし」と言う人あり)

○会長(小倉和夫君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

6番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小倉和夫君) 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の16ページ及び土地利用計画図の5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、保育園の園庭を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われれます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

9月の16日に、最適化推進委員の小川さんと2人で、 の理事長の さん、そしてまた譲渡人の さん、双方からですね、話を聞いてきました。理事長の話ですと、一応園庭といいますかね、敷地を拡張したいんだということであります。そして、 さんの話ですと、この位置図でかぎの手になってますよね。そこは以前拡張したんで、その脇に点線で道路があるんですけども、 の脇の点線、拡張されたために、ここの田んぼに入っていけないというようなことで、双方の意見が合致したといいますかね。現地のほうは稲が作ってあるんですけどもね。だから、双方が合致したということで、こういう申請になったということです。許可相当と判断しました。審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

7番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃貸借により土地を借り受け、レストランの駐車スペース等を拡張す

るもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

9月の16日に、最適化推進委員の小川さんと2人で、譲受人、譲渡人双方からですね、さん、さんから話を聞きました。譲渡人のさんの話ですと、大沼の脇のこの申請地はですね、草ぼうぼうでどうにもなんないような土地で、どうにかしたいというような話の中で、これレストラン経営しているんですけどもさんは、駐車場が狭いんで拡張したいというような話で、双方がですね、意見が一致してこの申請になったというようなことです。賃貸借権10年というようなことで、双方が合意した上での申請ということで、許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の18ページ及び土地利用計画図の5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（新井明弘君） 15番、新井です。

9月の18日に、最適化推進委員の小川さんと2人で、 の代表の方、そしてまた譲渡人の さん、双方から話を聞きました。 の代表の方の話ですと、これ、小学校近いですから、立地条件としては、建売住宅、立地条件としていいという話であります。そしてまた、 さんの話ですと、この黒く塗ったところは沼で大沼なんですけれども、その周り、何か開発するような雰囲気、そういう話があるということで、この申請地の と 、田んぼで今、稲が作ってありますけれども、大沼からそこが開発されると、この細く黒く塗ったところは、これ水路になっていまして、そこから水を取り入れているんだけど、その辺開発されると水を取り入れることができない、耕作できないと、できなくなっちゃうというようなことで、売買によって双方が一致したというようなことです。許可相当と判断しました。ご審議のほどお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

9番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の樋遣川地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の19ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良を行うもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は農用地ではございますが、盛土をし、小麦を作付けするための農地改良で、期間は9ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

9月15日に、地区担当の峰岸推進委員さんと現地調査をいたしました。譲受人の  
の氏との氏から事情を伺いました。一帯は地盤が低く、水はけが悪いため、盛土をし、小麦などの作付けに適した畑にするものであるとのことです。現地は、大豆、稲作が約半分、残りは耕作放棄地状態の休耕地となっておりまして、農地改良により耕作に適した土地となることから、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

10番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします

次に、11番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の20ページ及び土地利用計画図の5-11をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

9月17日に、地区担当の腰塚推進委員さんと現地調査をいたしました。譲受人の  
さんの案内により現地を確認いたしました。太陽光発電施設を設置とのことですが、現地には砂利混じりの土砂が置かれており、これを撤去後に発電施設を設置するとのことでありまして、譲渡人の氏が撤去するとのことありますので、撤去することを条件に認めることと判断をいたしました。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 1 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 2 番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の2 1 ページ及び土地利用計画図5 - 1 2 をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、太陽光発電施設を設置するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、経済産業省の設備認定通知の写しが添付されているほか、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、立地基準、一般基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8 番（松村文夫君） 8 番、松村です。

9 月 1 7 日に、地区担当の腰塚推進委員さんと現地調査をいたしました。譲受人、

さんの案内により、現地を確認いたし

ました。当該地は太陽光発電施設として適地であるとのこと、また、地権者も営農できないことなどから、適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

1 2 番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、1 3 番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の22ページ及び土地利用計画図5-13をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、販売する中古車の駐車場を拡張するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、既存駐車場の拡張ということで、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

9月17日に、地区担当の腰塚推進委員さんと現地調査をいたしました。

さんに説明を受けました。当日、現地は重機により、雑木林状態となった申請地の整地を行っておりました。この土地は、長年放置され、やぶの中にガラや農機具、空きビンなどがあり、平地として利用する準備のための作業とのことであります。トラック専用中古車のネット販売を行っているため、場所が必要とのことであり、敷地拡張として適当と判断をいたしました。ご審議よろしくお

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

13番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、14番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の23ページ及び土地利用計画図の5-14をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自動車修理工場を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむ

を得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。

9月17日に、地区担当の腰塚推進委員さんと現地調査をいたしました。代理人の  
の 氏に事情を伺いました。既存工場では手狭となっており、工場から近くにある申請地は、場所、面積とも最適地と判断し、計画したものであるとのことであります。周辺の状況から、適当と判断をしたものであります。ご審議よろしく申し上げます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

これは、全面の移転なのか。もう1点ですね、大分面積が4,000㎡、多いんですが、この自動車修理工場としての判断というのはどこでなさるのか、その辺を聞きたいと思えます。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

まず、これは移転ではなくて、さらに新しく工場の新設ということとなります。

その規模の判断ですけれども、ちょっとお待ちください。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

理由書からいいますと、この というのは、大型車両の整備、修理を専門としてるということで、それだけの広さも必要だということ、業務拡張のため、既存の工場が手狭になりということございまして、広さも4,300㎡が必要だということです。

○8番（松村文夫君） 8番、松村です。ちょっと補足させてもらいたいと思えます。

以前にも、この近くで駐車場ということで農転の申請が出ましたけれども、この  
は今、給水車とかですね、そういった車の架装を主にやってるということで、シャーシとかのは何台とか、ある程度まとまって納入されると。そして、ある程度期間を置いておくのにその場所も必要であるし、そういう架装の要求といいますか、注文が結構、各自治体などからあると。今のいろんな被災地が多くなってますけれども、そういうところで給水用の給水車とか、そういったものを主にやってるといようなことは聞いております。まとめて何

台も納入されて、それを順次架装をしていくと、相当期間もかかるし、場所も必要だと、そういうようなことから、こういう形で転用申請が出てきたものと思います。

以上です。

○事務局（正能 光君） 事務局です。

土地利用計画図から申し上げますと、建物が4棟建つ計画となっております。うち2棟が修理工場、それと1棟が車庫兼物置、車両置場ですね。もう1棟は事務所、この敷地の中に事務所が1棟建つという、そういう計画でございます。

○2番（江川芳夫君） 了解です。

○会長（小倉和夫君） ほかにございませんか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

14番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、15番の礼羽地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の24ページ及び土地利用計画図の5-15をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、長屋住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員のから現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○4番（松本 昇君） 4番、松本です。

9月12日に、榎本地区担当推進委員と2人で現地調査、及び譲渡人の さんから聞き取りを、行ってまいりました。現地は、小麦を作った後の状態の畑でございました。周辺には幼稚園とかですね、一戸建て建売住宅が約十五、六軒あったりですね、ほかに、長屋住宅も1棟ございました。この申請は、 さんが さんから土地を購入して、8戸の長屋住

宅を建築するために許可を受けるものですが、譲受人のですね、代理人さんから話を聞いてみようかと思って、23と24日にですね、携帯電話や固定電話で計4回電話したんですけども、連絡が取れませんでした。現地調査とですね、あと近隣聞き取り調査の結果、農地法第5条の基準を満たしていると思われまますので、許可相当と判断してまいりました。ご審議のほどよろしくお願ひします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

15番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、16番の鴻茎地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の25ページ及び土地利用計画図5-16をご覧ください。

本案件は、平成30年度に青地からの除外が完了し、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（江川芳夫君） 2番、江川です。

この案件につきましては、9月18日、地区担当の小坂委員さんと、現地で譲受人の

さんの立会いの下に調査してまいりました。この譲受人との関係は親子関係でございます。今回、結婚を機に分家住宅として、自宅の南側に自己用住宅を建てるということでございます。この案件につきましては、既に周りは既存住宅でありまして、何ら問題ない。また、30年度に除外決定済みということでございますので、特に問題はないということ判

断してまいりました。許可相当と判断しました。

以上でございます。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

16番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、17番の東地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は、青地ではありますけれども、盛土をし、小麦を作付けするための農地改良で、期間は3ヶ月間の一時転用でございますので、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（中島利雄君） 3番、中島です。

9月19日に、地区担当推進委員の町田さんと2人で、現地確認に行つてまいりました。譲受人の代理の さんと譲渡人の さんの娘さんと現地でお会いし、田んぼが低いので、農地改良で土盛りをし、小麦を耕作したいということでした。本件申請は、農地法第5条の許可基準から判断いたしまして、何ら問題なく、許可相当と判断いたしました。皆さん、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

17番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、18番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の17ページ及び土地利用計画図の5-18をご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、本人と母親で住む自己用住宅を建築するもので、資金計画等、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、協議中で許可の見込まれるものとのことであり、一般基準、立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（瀬下京子君） 9番の瀬下です。

9月の18日に、松村推進委員と譲受人の代理であります

さん、3人で現地調査を行いました。先ほど事務局の方がおっしゃいました さんと さんは親子関係でありまして、母屋住宅敷地内を分筆して、さんが平屋を建てる計画ですということです。接道がないため、南側に法定外道路が今2mあるんですけども、並行して進入路を2m確保したいということでした。使用する土地に関しましては、現在、土地が大変低く、水がたまっている、雨水がたくさんたまって、ため池みたいな感じになっている状態でした。問題ないと判断いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

18番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、19番の豊野地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。位置図の26ページをご覧ください。

本案件は、譲受人が使用貸借により土地を借り受け、農地改良をするもので、印鑑証明等、必要添付書類が整えられております。

また、当該地は青地ではございますが、盛土をし、それぞれの地権者が野菜を作付けするための農地改良で、期間は5ヶ月間の一時転用でございます。やむを得ないものと思われま

す。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番（柳田 浩君） 11番、柳田です。

9月19日に、坂田推進委員と2人で、現地で譲受人の の社長、それから地権者の代表3名の方に立会いをいただきまして、現地確認を行ってまいりました。場所につきましては、非常に低く、傾斜状のところございまして、また、隣接地についても農地改良が行われている状態でありまして、やむを得ないというふうに判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小倉和夫君） ありがとうございます。

本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「なし」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

19番について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



#### ◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、ご説明いたします。後から郵送したほうをご覧ください。

それでは、ご説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用

集積計画（中間管理事業分）でございますが、今回、ご審議いただきますのは、農地中間管理事業に基づき、農地中間管理機構への利用権設定案件でございます。新規分189筆、面積にして21万3,705㎡となっております。

この集積計画が本総会で決定されますと、市担当の農業振興課において告示の手続きが行われまして、法的効力が発生するものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○会長（小倉和夫君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等ありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小倉和夫君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決をいたします。

議案第4号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項に係る農用地利用集積計画（中間管理機構分）の決定について」、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小倉和夫君） 挙手全員でありますので、承認することに決定をいたします。



### ◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小倉和夫君） 次に、議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」を議題といたします。

この案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条の議事参与の制限の規定である「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」に 推進委員、 推進委員と  
が該当しますので、議事の間、退席をいたします。

議事進行につきましては、柳田職務代理にお願いしたいと思います。

（ 推進委員、 推進委員、 番 委員退室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、小倉会長に代わりまして議事進行をいたしますので、よろしく申し上げます。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の

決定について」を議題といたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

配分計画につきましては、借受希望者の公募に応募した方に農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものでございます。それを受けて、希望者への農用地の貸し付けが適当であるかの審議をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○職務代理（柳田 浩君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件についてご質疑、ご意見等がありましたらお聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○職務代理（柳田 浩君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に係る農用地利用配分計画の決定について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○職務代理（柳田 浩君） 挙手全員でありますので、同意することに決定いたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、推進委員、推進委員、委員の入室をお願いします。

（推進委員、推進委員、番 委員入室）

○職務代理（柳田 浩君） それでは、議事進行を小倉会長へ戻すことにいたします。



### ◎報告事項

○会長（小倉和夫君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（正能 光君） それでは、報告第1号から5号についてご説明いたします。

まず、報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について11件で、内容は資料のとおりでございます。

報告第2号「農地法第3条第1項第13号の規定による届出書について」でございますが、農地法第3条の規定による農地中間管理機構が取得した農地3件で、内容は資料のとおりで

ございます。

次に、報告第3号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でありますが、市街化区域の農地転用の届出について2件で、内容は資料のとおりでございます。

次に、報告第4号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でありますが、市街化区域の農地転用の届出について6件で、内容は資料のとおりでございます。

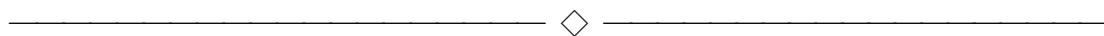
最後に、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出98件で、内容は資料のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○会長（小倉和夫君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しいたします。

○局長（大熊和夫君） 小倉会長、柳田職務代理には議事の進行、大変ご苦労さまでございました。



### ◎閉会の宣告

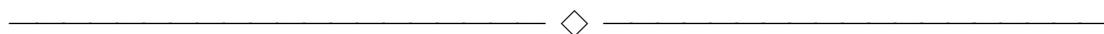
○局長（大熊和夫君） それでは、柳田職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（柳田 浩君） 本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これをもちまして令和2年第9回加須市農業委員会総会を閉会いたします。お疲れさまでした。

○局長（大熊和夫君） ありがとうございました。

閉会 午後 2時45分



会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和2年9月25日

会 長 小 倉 和 夫

署名委員 関 口 豊 充

署名委員 新 井 明 弘